

## よくある質問 Q & A

Q 1 事前申込の受付期間を過ぎて、申込みをすることはできますか。

事前申込の受付期間を過ぎての申込みはできません。また、受付期間より前に受付けることもできません。必ず受付期間内に事前申込をして下さい。

Q 2 居宅の登記簿上の所有者（以下「所有者」という。）は、先ごろ亡くなった父で、まだ名義を変えておらず、事前申請の期間中には間に合わないのですが、どうすればよいですか。

ご質問のようなケースについては、仮に抽選に当選した場合、実績報告までの間に、登記の名義変更をしていただくことを約束いただいた上で受付することができます。ただし、名義変更ができなくなった場合あるいは名義変更していただけない場合は、補助対象外となります。

Q 3 親が所有者であるが、実際は私が住んでおり、親は市内の別の家に住んでいる。私が申請して、補助金を受けることができますか。

補助対象とはなりません。申請者ご本人が、現にまたは実績報告までに所有者であり、かつ、その家にお住まいであることが補助対象の条件となっております。

Q 4 家は私が所有者だが、土地は親が所有者になっている場合は補助対象となりますか。

補助対象となります。リフォーム補助金は、あくまで居宅に係る補助であるので、申請者ご本人が居宅の所有者であれば、問題ありません。

Q 5 何軒か持ち家があり、住民票の住所ではない居宅の工事は、補助の対象となりますか。

補助対象とはなりません。対象の要件である「自ら居住している住宅」とは、現に住んでいる居宅であって、住民票の住所に存するものを指します。

Q 6 分譲マンションに住んでいて、内部のリフォームをしたいのですが補助対象となりますか。

分譲マンションなどの集合住宅の場合、区分所有権をお持ちの専有部分については、補助対象となります。ただし、ベランダ、バルコニーなど共有部分については、補助対象とはなりません。なお、賃貸マンションや賃貸アパート等は補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

Q 7 都合により5月にリフォーム工事を着工したいのですが補助対象となりますか。

対象とはなりません。事前申請の後、応募者多数の場合は抽選を行い、当選された方に補助金交付申請をしていただき、市から通知する補助金交付決定が到達した後に着工するリフォーム工事が補助の対象です。交付決定前に着工された工事は補助対象とはなりませんので、ご注意ください。交付決定は最も早い方で6月中旬ごろを予定しています。

Q 8 抽選の結果、当選しなかった場合はどうなりますか。

抽選の結果、当選されなかった人には補欠順位を記載した事前申込の結果を送付いたします。補欠順位もすべて抽選で決定し、当選された人の中からキャンセル等が出た場合に順次繰上当選とします。この時すでに竣工または着工されている工事は補助対象にはなりませんので、ご注意ください。最終の繰上当選となるは工事期間の関係上、1月中旬ごろとなる見込みです。

Q 9 共有名義の住宅をリフォームする場合、申請者は誰になりますか。

工事の契約者（工事費用を支払う人）が申請して下さい。ただし、申請の際には必ず他の共有者すべての同意書を添付して下さい。同一の住宅に対して他の共有者からの申請はできません。

Q10 申請の際の見積額より、実際の工事費が増額となった場合、補助金も増額されますか。

補助金交付決定金額以上の補助金は交付されません。また、申請の際においても補助金事前申込書に記入していただいた補助金交付申請額以上の金額に変更することもできません。

Q11 畳の表替えやフスマ・障子の張替え、窓ガラスの交換などは補助対象となりますか。

畳の表替えは床材の変更、襖・障子の張替えやガラス戸のやり替えは建具の修繕となるので、対象となります。一方、カーテンやカーペットの取替え、単なる窓ガラスの交換などは、家具・物品の取替えであるので、補助対象とはなりません。ただし、パンチや溶剤により固定するタイプのカーペットについては、床材の変更工事として対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

Q12 外構工事のうち、対象とならない造園工事とは何の工事を指しますか。

造園工事とは、植栽、景石、地被、水景、緑化工事等の庭園等に係る工事を指します。これらの工事については、居宅の機能向上とは直接に関係しないため、補助対象とはなりません。

Q13 エコキュートなどの設置、交換。また、オール電化工事は補助対象となりますか。

エコキュート（エコウィル、ユノックス）などについては、設備の設置になりますので、補助対象とはなりません。同様に交換も補助対象とはなりません。また、オール電化工事についても、電気器具の取替えになりますので、補助対象とはなりません。

Q14 シロアリ被害がひどく、駆除したい。補助対象となりますか。

シロアリの駆除そのものは、工事ではないので補助対象とはなりません。ただし、床下の改修に際し、シロアリの駆除し、防蟻処理を行う場合は補助対象となります。

Q15 D I Y（日曜大工）で、自らリフォーム工事した場合は補助対象となりますか。

本事業は、地元経済の活性化を図る目的もあることから、市内の施工業者による工事を対象としています。従いまして、ご自身でD I Y工事したものについては、補助対象とはなりません。

Q16 リフォーム箇所に応じて、複数の業者によって工事する場合は補助対象となりますか。

市内の施工業者が施工し、完了する補助対象工事にかかる費用の合計額が50万円以上であれば、対象となります。詳しくはお問い合わせ下さい。

Q17 施工業者を紹介してもらえますか。

市では、施工業者の紹介は行っておりません。電話帳やインターネット等でお調べ下さい。

Q18 補助金額はいくらですか。

補助対象経費（消費税含む）の10%にあたる額（千円未満切り捨て）。上限は10万円です。

Q19 補助金の上限を10万円、対象工事を50万円以上とした理由はなぜですか。

上限額については限られた財源の中で、なるべく多くの人に利用されるよう設定しました。対象工事の額は、住宅の長寿命化を図る上で必要と考えられる経費の最低額として設定しました。

Q20 補助金は何度も受けられるのですか。

同一の住宅で、過去に本事業で補助を受けた人は補助対象とはなりません。